

# 1 薬事監視等の年次別推移（平成20年度～平成24年度）

## （1）許可（届出）施設数、立入検査施行施設数、違反発見施設数

項目	年次	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
許可（届出）施設数		603,113	612,754	593,608	622,538	630,757
立入検査施行施設数		200,054	204,504	217,842	211,432	208,256
		(126,653)	(127,845)	(142,156)	(133,918)	(146,707)
違反発見施設数		9,331	8,897	11,066	9,980	10,277

※立入検査施行施設数欄の（）内は、「業務上取り扱う施設」、「医薬部外品販売業」、「化粧品販売業」、「医療機器販売業（一般医療機器）」、「医療機器賃貸業（一般医療機器）」、「指定薬物を取り扱う施設」に立入した数を除いた数字である。

## （2）違反発見件数

項目	年次	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
無許可・無届業		199	160	229	252	428
無承認品		260	187	142	273	147
不良品		203	176	89	122	123
不正表示品		256	195	211	269	1,419
虚偽・誇大広告等		954	1,081	763	820	701
毒劇薬の譲渡等		315	151	163	128	48
毒劇薬の貯蔵陳列		1,001	743	828	997	878
処方せん医薬品の譲渡記録等		96	44	92	89	78
制限品目の販売		70	75	76	92	51
構造設備の不備		885	1,162	1,325	1,234	1,258
販売体制等の不備				2,036	2,115	2,958
郵便等販売に係る違反					87	69
※医薬品販売業者の管理者に係る違反					2,345	2,328
製造販売後安全管理の不備		10	8	22	9	15
品質管理の不備		18	31	40	31	41
指定薬物の製造		-	-	-	-	-
指定薬物の輸入		-	-	-	-	-
指定薬物の販売・授与等		1	2	0	28	24
指定薬物の広告		-	-	-	17	7
その他		10,089	8,095	8,511	7,395	7,381
計		14,357	12,110	14,527	16,303	17,954

※平成21年度までは「その他」欄に計上

## （3）処分件数等

処分内容等	年次	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
処分件数等	許可取消・業務停止	34	15	6	18	13
	改善命令等	10	5	4	4	17
	検査命令等	2	-	2	0	-
	廃棄等	2	-	4	5	-
	その他	3,346	3,280	3,208	2,631	2,758
	計	3,394	3,300	3,224	2,658	2,788
告発件数		1	-	-	-	-

(4) 平成24年度業種別薬事監視状況

(平成24年4月～平成25年3月末)

	許可・届出施設数 年度末現在	立入検査実施施設数 年度中	違反発見施設数 年度中	郵便等販売届出施設数 年度末現在	違反発見件数 (年度中)																	その他	計				
					無許可・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方せん医薬品記録等	制限品目の販売	構造設備の不備	販売体制等の不備	郵便等販売に係る違反	医薬品管理者販売に係る違反	製造販売安全管理の不備	品質管理の不備	指定薬物の製造	指定薬物の輸入			指定薬物の販売・授与等			
総数	630,757	208,256	10,277	5,835	428	147	123	1,419	701	48	878	78	51	1,258	2,958	69	2,328	15	41	-	-	24	7	7,381	17,954		
医薬品	薬局	55,797	28,949	4,886	3,266	-	13	30	58	194	42	693	73	2	908	1,998	38	1,426	-	-	-	-	-	3,241	8,716		
	製薬	大臣許可可分	91	104	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		知事許可可分	2,258	1,252	23	-	11	-	7	-	1	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	53
	薬局	7,075	3,480	63	-	6	-	2	-	3	1	-	1	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	87	
	製薬	第1種	259	116	14	-	1	-	10	13	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	30
		第2種	941	203	31	-	11	11	11	13	3	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	5	62
		薬局	7,075	3,325	43	-	5	3	2	5	2	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	60
	品	店舗販売業	24,163	14,610	2,223	2,550	109	24	4	29	327	4	7	3	11	194	936	31	731	-	-	-	-	-	1,242	3,652	
		卸売販売業	14,279	4,315	275	-	-	-	-	3	-	-	19	-	3	15	-	-	151	-	-	-	-	-	135	326	
		薬種前販売業	326	339	45	19	-	-	6	5	6	-	-	-	1	5	14	-	5	-	-	-	-	-	30	72	
		特例販売業	1,570	612	46	-	-	-	6	2	-	-	-	-	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27	68
		配	販売業	8,215	311	44	-	-	-	5	1	-	-	-	-	-	10	-	15	-	-	-	-	-	-	24	55
			従事者	23,467	312	6	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	14
	業務上取り扱う施設	-	6,969	354	-	-	38	4	1	77	-	159	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	124	403	
	製薬部外品	製造業	1,679	483	8	-	6	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	11	
製造販売業		1,381	342	11	-	4	14	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	28		
販売業		-	24,631	6	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
業務上取り扱う施設		-	4,646	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3		
化粧品	製造業	3,443	904	28	-	12	-	1	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	35		
	製造販売業	3,512	937	54	-	8	-	8	1,099	9	-	-	-	-	-	-	-	10	19	-	-	-	-	19	1,172		
	販売業	-	21,886	26	-	-	3	-	162	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	175		
業務上取り扱う施設	-	3,875	37	-	-	9	-	1	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39		
医療器	製薬業	大臣許可可分	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		知事許可可分	3,558	1,817	24	-	10	-	7	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	37	
	修理業	大臣許可可分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		知事許可可分	6,369	1,336	35	-	3	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	56	
	製薬	第1種	635	721	35	-	-	4	15	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	9	40	
		第2種	940	582	22	-	7	4	1	3	1	-	-	-	1	-	-	-	4	6	-	-	-	-	13	40	
		第3種	884	418	15	-	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	6	17	
	販売業	高度管理医療機器等	56,454	17,107	963	-	69	2	-	1	2	-	-	-	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,275	1,417	
		管理医療機器	306,361	30,571	524	-	130	1	2	-	17	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	477	633	
		一般医療機器	-	7,520	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	
高度管理医療機器等		29,153	7,268	327	-	14	-	-	-	-	-	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	482	524		
賃貸業	管理医療機器	70,865	11,603	38	-	11	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	45		
	一般医療機器	-	2,537	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
業務上取り扱う施設	-	3,290	40	-	-	17	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	43			
指定薬物を取り扱う施設	-	880	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	7	3	34	

注1) 平成25年度衛生行政報告例による

(平成24年4月～平成25年3月末)

		処 分 件 数 等 ( 年 度 中 )					告 発 件 数	
		許 可 取 消 ・ 業 務 停 止	構 造 設 備 の 改 善 命 令 等	検 査 命 令 等	廃 棄 等	そ の 他		
総数		13	17	-	-	2,758	2,788	-
薬	薬局	6	4	-	-	1,043	1,053	-
	製 専 造 業							
	大臣許可分	・	-	-	-	-	-	-
	知事許可分	3	-	-	-	15	18	-
	薬局	-	-	-	-	16	16	-
	製 販 売							
	第 1 種	-	8	-	-	12	20	-
	第 2 種	1	-	-	-	23	24	-
	薬局	-	・	-	-	11	11	-
	品							
	店舗販売業	1	3	-	-	457	461	-
	卸売販売業	-	2	-	-	107	109	-
	薬種前販売業	-	-	-	-	18	18	-
	特例販売業	-	-	-	-	15	15	-
	配 販 売 業	-	-	-	-	25	25	-
	従 事 者	-	・	-	-	9	9	-
	業務上取り扱う施設	・	・	-	-	107	107	-
	部 外 品							
	製 造 業	-	-	-	-	7	7	-
	製 造 販 売 業	-	-	-	-	10	10	-
販 売 業	・	・	-	-	3	3	-	
業務上取り扱う施設	・	・	-	-	2	2	-	
化 粧 品								
製 造 業	-	-	-	-	9	9	-	
製 造 販 売 業	-	-	-	-	44	44	-	
販 売 業	・	・	-	-	21	21	-	
業務上取り扱う施設	・	・	-	-	13	13	-	
機 器	製 造 業							
	大臣許可分	・	-	-	-	-	-	-
	知事許可分	1	-	-	-	18	19	-
	修 理 業							
	大臣許可分	・	-	-	-	-	-	-
	知事許可分	-	-	-	-	19	19	-
	製 販 売							
	第 1 種	1	-	-	-	31	32	-
	第 2 種	-	-	-	-	14	14	-
	第 3 種	-	-	-	-	11	11	-
	販 売 業							
	高度管理医療機器等	-	-	-	-	213	213	-
	管 理 医 療 機 器	-	-	-	-	368	368	-
	一 般 医 療 機 器	・	・	-	-	2	2	-
賃 貸 業								
高度管理医療機器等	-	-	-	-	60	60	-	
管 理 医 療 機 器	-	-	-	-	16	16	-	
一 般 医 療 機 器	・	・	-	-	-	-	-	
業務上取り扱う施設	・	・	-	-	16	16	-	
指定薬物を取り扱う施設	・	・	-	-	23	23	-	

注1) 平成25年度衛生行政報告例による

## 2 無許可医薬品等発見数

① 監視指導・麻薬対策課に報告された無許可医薬品等発見報告品目数は、次のとおりである。

種 類 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年
1. 医薬品 (内 健康食品関係)	579 (519)	490 (382)	508 (408)	426 (322)	280 (204)	347 (209)
2. 医薬部外品	12	15	8	15	5	20
3. 化粧品	34	32	34	50	41	92
4. 医療機器	29	79	17	110	87	187
合 計	654	616	574	601	413	646

② いわゆる健康食品の違反内容別件数  
監視指導・麻薬対策課に報告されたもので措置が済んだ違反内容別件数は、次のとおりである。

### ア 内容別違反件数（重複あり）

違 反 内 容	21年	22年	23年	24年
薬効標ぼう	367	288	198	194
医薬品の形状	0	0	0	0
医薬品の用量用法	0	0	0	0
専ら医薬品成分含有	40	34	6	15

### イ 条文別違反件数（重複あり）

違 反 条 文	21年	22年	23年	24年
第12条（製造販売業の許可）	7	12	1	3
第13条（製造業の許可）	7	8	2	2
第14条（製造販売承認）	5	12	1	1
第24条（医薬品販売業の許可）	7	2	0	0
第55条（販売・授与等の禁止）	78	66	35	36
第68条（承認前の医薬品等の広告の禁止）	330	249	175	177

### 3. 医薬品等の回収件数

#### ○回収件数年次推移

	平成 16年度	平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度
	計								
	製造								
	輸入								
医薬品	199 172	416	184	162	153	183	146	166	129
医療 機器	370 195	322	365	360	396	373	396	408	386
医薬 部外品	15 14	9	23	28	29	19	11	19	8
化粧品	60 28	62	103	100	92	83	91	75	74
計	644 409	809	675	650	670	658	644	668	597

#### ○平成24年度医薬品等の回収件数及びクラス分類

	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ	総計
医薬品	23*1	80	26	129
医療機器	3	323	60	386
医薬部外品	0	5	3	8
化粧品	0	38	36	74
計	26	446	125	597

\*1… 医薬品のクラスⅠ回収23件は、全てロットを構成しない医薬品であって同種他製品に不良が及ばず、かつ、当該医薬品が他者に使用されないことが確実なもの（血液製剤の献血後情報等に基づく投与前の事前回収）。

#### 4. 麻薬・覚醒剤事犯等の推移

##### (1) 法令別検挙人員(人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
麻薬及び向精神薬取締法	601	429	375	346	341
うちヘロイン	15	16	22	19	30
うちコカイン	120	135	112	99	66
うちMDMA等錠剤型合成麻薬	311	140	93	86	40
あへん法	21	28	23	12	6
大麻取締法	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692
覚せい剤取締法	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842
合計	14,720	15,417	14,965	14,200	13,881

注1) 内閣府集計資料による

注2) 網掛け数値は厚労省集計

##### (2) 主な薬物の押収量(kg)但し、MDMA等錠剤型合成麻薬は(錠)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
ヘロイン	1.0	1.2	0.3	3.6	0.1
コカイン	5.6	11.6	7.2	28.8	6.9
あへん	6.6	3.2	3.7	7.6	0.2
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	382.3	207.4	181.7	141.1	332.8
大麻樹脂	33.4	17.4	13.9	28.4	42.5
覚醒剤	402.6	369.5	310.7	350.9	466.6
MDMA等錠剤型合成麻薬	217,882	91,960	18,246	27,187	3,708

注) 内閣府の統計資料による

## (3)覚醒剤事犯における未成年者検挙者等の推移(人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検挙者総数	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842
うち未成年者	255	258	228	185	148
うち未成年者中学生	8	6	7	4	3
うち高校生	34	25	30	25	22
うち大学生	18	26	24	21	25
うち暴力団関係者	5,849	6,242	6,361	6,594	6,421
比率	52.1%	52.6%	52.1%	54.6%	54.2%
うち再犯者	6,283	6,865	7,206	7,152	7,232
比率	55.9%	57.8%	59.1%	59.2%	61.1%

注1)内閣府の統計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

## (4)大麻事犯における未成年検挙者等の推移(人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検挙者数	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692
うち20歳代	1,542	1,670	1,232	844	742
うち未成年者	234	214	164	82	67
うち中学生	2	5	11	1	0
うち高校生	48	34	18	15	18
うち大学生	90	82	52	27	25
うち栽培事犯	215	254	171	118	128

注1)内閣府の統計資料による

注2)網掛け数値は厚労省集計

## 5. 啓発活動の状況

### (1) 薬物乱用防止キャラバンカー運行状況の推移

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (4月～12月)
車両数(台)	8	8	8	8	8	6
訪問先(カ所)	1,271	1,350	1,352	1,276	1,200	830
うち小学校	863	915	932	930	884	583
うち中学校	248	251	236	187	179	124
うち高校	29	28	41	19	24	20
その他	131	156	143	140	113	103
見学者数(人)	171,726	195,726	174,611	145,681	124,132	106,427

### (2) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動ヤング街頭キャンペーン実施状況の推移

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施日	6月28、29日	6月27、28日	6月26、27日	6月25、26日	6月23、24日	6月22、23日
カ所数(カ所)	520	510	530	520	570	560
参加人数(人数)	30,500	27,400	27,200	25,700	29,800	27,900

※一部未集計地域あり

### (3) 平成25年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動地区大会開催状況

地区名	開催日	開催場所	参加人数
北海道・東北地区	11月2日(土)	青森県 盛岡劇場	約500人
関東信越地区	11月23日(土)	埼玉県 SKIP シティ彩の国ビジュアルプラザ	約310人
東海北陸地区	11月2日(土)	静岡県 グランシップ	約1500人
近畿地区	11月24日(日)	大阪府 5up よしもと	約400人
中国・四国地区	11月27日(水)	高知県 高知県立県民文化ホール	約500人
九州地区	11月16日(土)	長崎県 長崎市平和会館	約700人

### (4) 保健所等薬物相談窓口における相談件数の推移

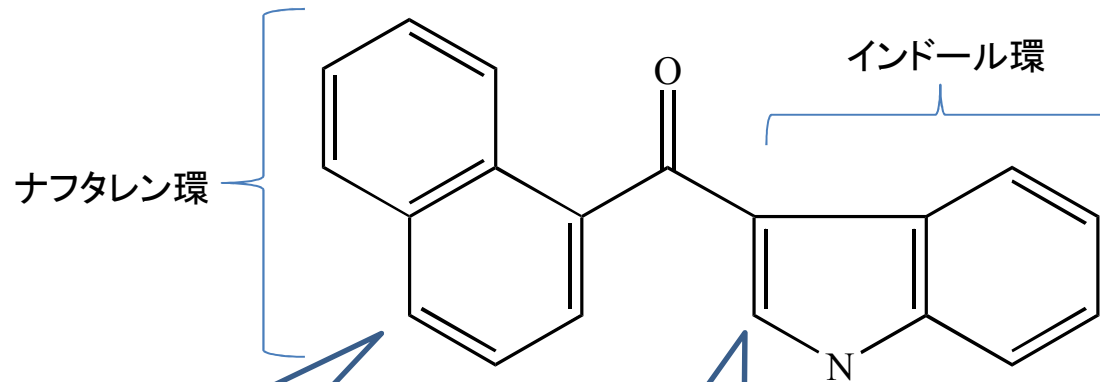
年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数(件)	9,386	11,130	11,652	10,405	15,553	18,131
うち保健所	6,061	7,430	7,430	6,931	10,374	11,692
うち精神保健福祉センター	3,325	3,700	3,700	3,474	5,179	6,439



## 6 平成25年に指定された指定薬物

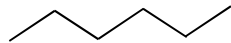
平成25年2月20日付けで指定された指定薬物(772物質)

(平成25年3月22日施行) (13物質は個別指定で指定済)



12種類の置換基のいずれかが結合する場合と何も結合しない場合がある

例: 直鎖状アルキル基(-C<sub>5</sub>H<sub>11</sub>等)

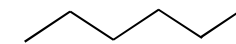


塩素等

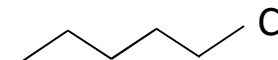
メチル基(-CH<sub>3</sub>)が結合する場合としない場合がある

31種類の置換基のいずれかが必ず結合する

例: 直鎖状アルキル基(-C<sub>5</sub>H<sub>11</sub>等)



末端に塩素などが結合した直鎖状アルキル基(-C<sub>5</sub>H<sub>10</sub>Cl等)



※ 内2物質(AM2201・MAM-2201)はH25.4.26に麻薬に指定されている

平成25年4月30日付けで指定された指定薬物①(27物質)  
(平成25年5月30日施行)

物質名	通称
N-(1-アダマンチル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	APINACA N-(5-fluoropentyl) 誘導体
N-(1-アダマンチル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	APICA N-(5-fluoropentyl) 誘導体、 STS-135
1-アダマンチル(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類	AB-001
1-アダマンチル{1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン及びその塩類	AM1248
N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	ADB-FUBINACA
N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	ADBICA
N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	AB-PINACA
2-(エチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類	N-Ethylbuphedrone、NEB
キノリン-8-イル=1-ペンチル(1H-インドール)-3-カルボキシラート及びその塩類	QUPIC、PB-22
N,N-ジエチル-4-ヒドロキシトリプタミン及びその塩類	4-OH DET
1-(2,3-ジクロロフェニル)ピペラジン及びその塩類	2,3-DCPP

平成25年4月30日付けで指定された指定薬物②(27物質)  
(平成25年5月30日施行)

物質名	通称
2-(ジフェニルメチル)ピロリジン及びその塩類	Desoxy-D2PM
2-(ジメチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類	4-Methyl-N-methylbuphedrone
2-(ジメチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	bk-MDDMA
ナフタレン-1-イル(1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル)メタノン及びその塩類	JWH-030
2-(ピロリジン-1-イル)-1-(チオフェン-2-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	$\alpha$ -PVT
1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	$\alpha$ -PBP
[5-(2-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	JWH-307
[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ピリジン-3-イル)メタノン及びその塩類	5-Fluoropentyl-3-pyridinoylindole
1-(4-ブロモフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	Brepheдрone、 4-Bromomethcathinone
2-メチルアミノ-1-(チオフェン-2-イル)プロパン及びその塩類	Methiopropamine
2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類	Pentedrone

平成25年4月30日付けで指定された指定薬物③(27物質)  
(平成25年5月30日施行)

物質名	通称
2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタン-1-オン及びその塩類	4-Methylbuphedrone
2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類	Pentylone
5,6-メチレンジオキシインダン-2-アミン及びその塩類	MDAI
1-(4-メトキシフェニル)-2-(ジメチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	4-Methoxy-N,N-dimethylcathinone、 N-Methylmethedrone
(2-ヨード-5-ニトロフェニル){1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン及びその塩類	AM1241

〔 検出物品例 (ブレンドハーブやお香、アロマオイルなどとして販売) 〕



平成25年6月28日付けで指定された指定薬物(5物質)  
(平成25年7月28日施行)

物質名	通称
1-シクロヘキシル-4-(1,2-ジフェニルエチル)ピペラジン及びその塩類	MT-45
3,4-ジクロロ-N-[[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル]ベンズアミド及びその塩類	AH-7921
{1-[(テトラヒドロピラン-4-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}(2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタン及びその塩類	A-834735
1-(3-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	3-Fluoromethamphetamine、 3-FMA
1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類	MDPPP

〔 検出物品例 (ブレンドハーブやお香、アロマオイルなどとして販売) 〕



平成25年10月21日付けで指定された指定薬物(7物質)  
(平成25年11月20日施行)

物質名	通称
キノリン-8-イル=1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類	QUCHIC、BB-22
キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類	5F-QUPIC、5F-PB-22
N-(ナフタレン-1-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	5F-NNE1
N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	NNE1、MN-24
1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類	$\alpha$ -PHPP
1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類	MPHP、4-MePHP
1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	4-MeO- $\alpha$ -PVP

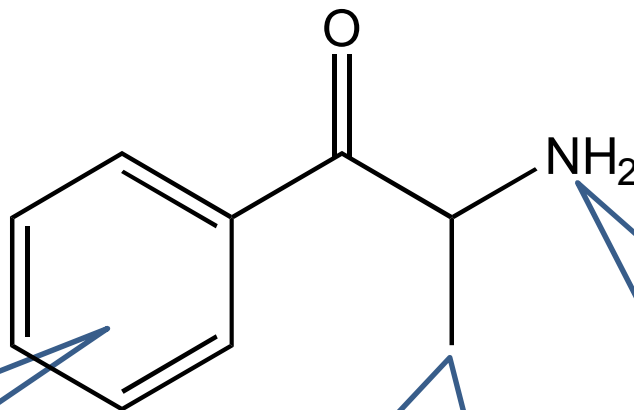
〔 検出物品例 (ブレンドハーブやお香、アロマオイルなどとして販売) 〕



平成25年12月13日付けで指定された指定薬物(495物質)  
(平成26年1月12日施行)

(21物質は個別指定で指定済)

カチノン(2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オン)



8種類の置換基のいずれかが結合する場合(23パターン)と、置換基が結合しない場合がある(計24パターン)

例: メチル基(-CH<sub>3</sub>)、塩素等

メチル基(-CH<sub>3</sub>)又はエチル基(-C<sub>2</sub>H<sub>5</sub>)が結合する場合と、置換基が結合しない場合がある(計3パターン)

6種類の置換基のいずれかが結合する場合と、置換基が結合しない場合(-NH<sub>2</sub>)がある(計7パターン)

例: メチルアミノ基(-NHCH<sub>3</sub>)等

※ 内1物質(bk-MDEA)はH25.12.20に麻薬に指定されている